

## 車両系建設機械(整地等)運転技能講習実施要項

1 趣旨 労働安全衛生法第 61 条第 1 項・同法施行令 20 条第 12 号に規定されている車両系建設機械運転技能講習で、本講習修了した者には修了証を交付し、車両系建設機械運転業務に従事する資格を付与する。

2 用途 建設機械とは、トラクター系建設機械とショベル系建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。このうち整地・運搬・積込み用及び掘削用機械は多くの種類、形式のものがあり、また、その用途も広範囲にわたっている。

3 種類 本資格で次の建設機械が運転できる。

整地・運搬・積込み用機械	掘削用機械
ブルドーザー	パワーショベル
モーターグレーダー	ドラグショベル (バックホー)
トラクターショベル	ドラグライン
ずり積み機	クラムシエル
スクレーパー	バケット掘削機
スクレーブドーザー	トレンチャー

4 法令による資格区分

資格	区 分	
技能講習	機体重量 3 トン以上	道路上の走行を除く
特別教育	機体重量 3 トン未満	

5 講習開催日 令和 1 年 11 月 1 日(金)～11 月 3 日(日)3 日間  
受付 AM8 時 15 分から 開講 8 時 30 分

6 主催 日本技能教習所有限公司  
飯田市馬場町 2 丁目 578-2  
TEL・FAX 0265-24-0428

7 講習会場 有限会社フィールドマシナリー  
茅野市宮川安国寺 2768-1  
TEL(0266)78-6757 FAX(0266)72-1313  
※日本技能教習所より委託を受けています。

8 講習科目  
【学科講習】

1 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識

4 時間

- |   |                  |      |
|---|------------------|------|
| 2 | 作業に関する装置の構造取扱い及び | 5 時間 |
| 3 | 運転に必要な一般的事に関する知識 | 3 時間 |
| 4 | 関係法令             | 1 時間 |

【実技講習】

- |   |        |       |
|---|--------|-------|
| 1 | 装置の操作  | 5 時間  |
|   | 計 3 日間 | 18 時間 |

9 受講料・受講資格等（お持ちの資格により免除科目があります）

区分	第 1 コース	第 2 コース
受講資格	機体重量 3 トン未満の車両系建設機械又は、最大積載量 1 トン未満の不整地運搬車の運転経験が 6 ヶ月以上有る者	<b>1</b> 大型特殊自動車免許を有する者 <b>2</b> 特別教育修了者で大型又は普通自動車免許を有し、機体重量 3 トン未満の車両系建設機械又は、最大積載量 1 トン未満の不整地運搬車の運転経験が 3 ヶ月以上有る者 <b>3</b> 不整地運搬車運転技能講習修了者
受講日数	3 日	2 日
受講時間	18 時間	14 時間
受講料	33,000 円	27,000 円
教本代	1,500 円	1,500 円

第 1 コースの方は受講申込書の証明欄に経験証明をしてください。

第 2 コースの方は免許証及び修了証の写しを添付して申し込んでください。

※特別教育修了者は受講申込書の中の証明欄、記入の上証明をしてください。また、本人確認のため運転免許証の写しを添えてください。

- 1 0 修了証の交付 全科目修了した者に対して修了試験を行い合格した者に対して、修了証を交付します。

- 1 1 申込書締切日 受講日の 1 週間まで

※助成金申請の場合は受講日の 2 週間前まで

- 1 2 申込み及び受講料 所定の受講申込書に記入し、自動車免許証のコピーを添えて締切日までに FAX 願います。写真 2 枚 (2.0×2.5) と受講料は受講日当日受付に納入してください。

- 1 3 携行品 【学科】 筆記用具

【実技】 ヘルメット・安全な靴・軍手等

- 1 4 その他 教本は学科当日お渡しします。建設業主が従業員を受講させる場合には、助成金支給の対象になりますので、受講申込書の下段に状況を記入してください。

## 車両系建設機械(解体用)運転技能講習実施要項

- 1 趣旨 労働安全衛生法第77条第3項において、準用する法第48条前段の規定及び別表第4のI項の規定に基づく車両系建設機械(解体用)運転技能講習で、本講習修了した者には修了証を交付し、車両系建設機械(解体用)運転業務に従事する資格を付与する。
- 2 用途 平成25年7月1日より解体用技能講習は、ブレーカーを対象としたものから新たな解体用機械として、ブレーカー鉄骨切断機・コンクリート圧砕機・解体用つかみ機の4機を対象としたものになりました。最近の建設工事等には、広く使用されている機械です。

### 3 法令による資格区分

資格	区	分
技能講習	機体重量3トン以上	道路上の走行を除く
特別教育	機体重量3トン未満	

- 4 受講資格等 「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者等に関する特例」により今回の講習は、車両系建設機械運転技能講習修了者のみを対象とします。
- 5 講習開催日 令和1年11月3日(日) 午後12時30分から  
※車両系建設機械運転技能講習が終了後
- 6 主催 日本技能教習所有限会社  
飯田市馬場町2丁目578-2  
TEL・FAX 0265-24-0428
- 7 講習会場 有限会社フィールドマシナリー  
茅野市宮川安国寺2768-1  
TEL(0266)78-6757 FAX(0266)72-1313  
※日本技能教習所より委託を受けています。

### 8 講習科目

#### 【学科講習】

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| 1 作業に関する装置の構造及び取扱方法に関する知識 | 2時間 |
| 2 運転に必要な一般的事項に関する知識       | 30分 |
| 3 関係法令                    | 30分 |

#### 【実技講習】

- |         |     |
|---------|-----|
| 1 装置の操作 | 2時間 |
| 計       | 5時間 |

- 9 受講料等(教本代含む) 12,000円

- 10 修了証の交付 全科目修了した者に対して修了試験を行い合格

- した者に対して、修了証を交付します。
- 1 1 受講申込 所定の受講申込書に記入し、解体用のみ受講される方は、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了証・自動車免許証の写しを添えて締切日までに FAX 願います。  
写真 2 枚（2.0×2.5）と受講料は受講日当日受付に納入してください。
- 1 2 申込み締切日 受講日の 1 週間前まで
- 1 3 携行品 【学科】 筆記用具  
【実技】 ヘルメット・安全な靴・軍手等
- 1 4 その他 教本は学科当日お渡しします。

★お願い★

会場の駐車場には限りがございますので、お車は乗り合わせてお越しいただけますようご協力願います。

受講者数の多い場合は先着順とさせていただくことをご了承ください。  
ご不明な点がありましたら下記にご連絡ください。

日本技能教習所有限公司

飯田市馬場町 2 丁目 578-2 山口洋子 宛

TEL・FAX 0265-24-0428

携帯電話 090-1660-4855